

Q-CAT運用規程

全国タイル工業組合

(総則)

第 1 条 本規程は、外装タイルと有機系接着剤の組合せ品質認定制度 (Quality accreditation system for Combination of organic Adhesive and exterior Tile: 以下 Q-CAT と称する) の運用について規定する。

(組織)

第 2 条 Q-CAT は全国タイル工業組合 (以下組合と称する) が実施し、その事務は、組合事務局が担当する。

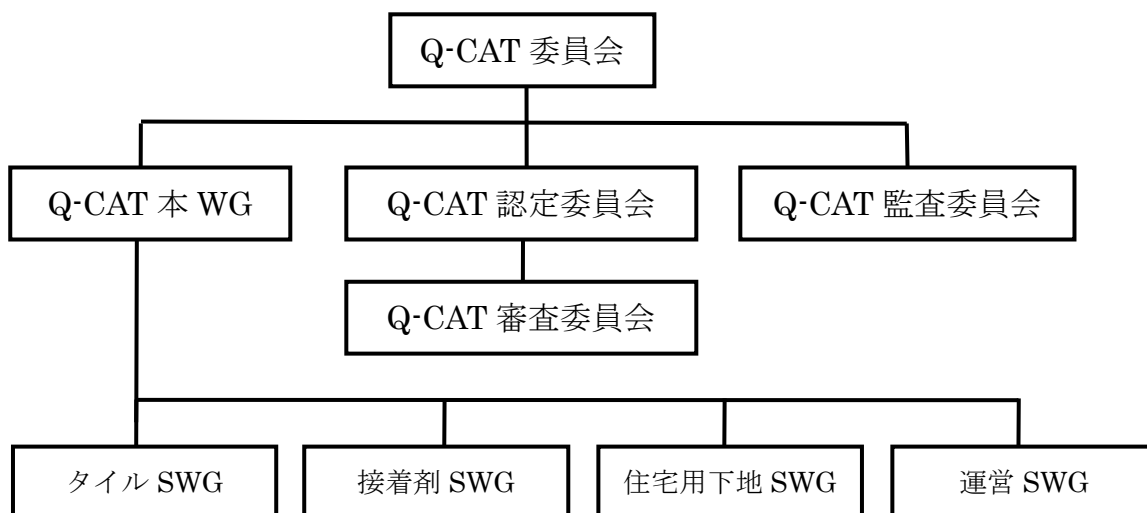
Q-CAT を適切に実施するため、組合に「Q-CAT 委員会」を設置する。

その運営のため、「本 WG」、「タイルSWG」、「接着剤SWG」、「住宅用下地 SWG」、「運営SWG」を設置する。

審査・認定のため、それぞれ「Q-CAT 審査委員会」・「Q-CAT 認定委員会」を設ける。

品質の維持向上を図るため、「Q-CAT 監査委員会」を設ける。

<Q-CAT組織図>



(任務)

第 3 条 各会議体の任務は次の各号による。

(1) Q-CAT 委員会は、Q-CAT 認定規格及び各種規程の承認、その他 Q-CAT の運用に関する最高決定機関である。

(2) Q-CAT 認定委員会は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程に従い認定を行う。

(3) Q-CAT 審査委員会は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程に従い審査を行う。

(4) Q-CAT 本 WG は、各 SWG で審議された事項の確認及び調整を行い、Q-CAT 委員会に付議する。

(5) タイル SWG は、タイルの認定規格案を策定する。

(6)接着剤 SWG は、接着剤の認定規格案を策定する。

(7)住宅用下地 SWG は、主に戸建住宅で使用されている窯業系サイディング材を下地としたときの適用について、タイル及び接着剤との関連性も含めて必要な認定規格案を策定する。

(8)運営 SWG は、Q-CAT に関する各種規程案の策定、各種費用の検討、広報活動の推進、保証制度に関する検討、その他制度運営に関する業務を行う。

(9)Q-CAT 品質監査委員会は、別に定める Q-CAT 品質監査規程に従い監査を行う。

(申請)

第 4 条 製品の申請を行う者(以下、申請者という)は、別に定める Q-CAT 申請マニュアルに従い、信義に基づき申請を行わなければならない。また、申請者は、別表に定める審査料を納付しなければならない。

(申請資格)

第 5 条 申請者は、申請対象となりうる自社ブランド製品を有する者でなければならない。

(誓約)

第 6 条 申請者は申請に当たり、第 7 条に定める産業財産権、第 13 条に定める Q-CAT マークの表示、及び第 15 条に定める品質維持に関し、各々の規程を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(産業財産権規程の遵守)

第 7 条 申請者は、別に定める Q-CAT 産業財産権規程を遵守しなければならない。

(審査及び認定)

第 8 条 組合は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程により、申請された製品の審査及び認定を行う。また、組合は申請者に対し、審査結果を速やかに通知する。

(認定された製品の登録と公開)

第 9 条 組合は、第 8 条により認定した製品を組合のホームページ上に登録し公開する(以下、登録された製品を登録品という)。

(登録期間)

第 10 条 登録品の登録期間は、登録の日から起算して 1 年を経過した日の属する月末までとする。組合は、登録期限の 1ヶ月前に、登録期間満了の通知を行う。

(登録品の廃止と更新)

第 11 条 被認定者は、登録期限までに登録廃止手続きを行うことによって登録を廃止することができる。なお、被認定者により廃止手続きが行われない登録品は、1年間の自動更新となる。

(認定証明書の交付)

第 12 条 組合は、認定を受けた申請者(以下、被認定者という)からの請求により、認定証明書を有償で交付する。

(Q-CAT マークの表示)

第 13 条 被認定者は、カタログ及び梱包に、別に定める Q-CAT マーク表示マニュアルに従い Q-CAT マーク(以下、マークという)及び認定区分を表示することができる。なお、可能な限り表示することが望ましい。

- 2 組合は、被認定者がマークを不正に使用した場合には、マーク使用の停止、その他必要な措置をとることができる。
- 3 広告媒体等へのマーク使用に関する要望がユーザー等よりあった場合、別途定める Q-CAT ロゴマーク使用許可願いを組合に提出しなければならない。

(施工方法の告知)

第14条 タイルの被認定者は、施工品質を確実にするため、登録品について、タイル施工業者に認定時に定められた施工方法を、カタログ及び梱包などへの表示により告知しなければならない。

(品質維持)

第15条 被認定者は、登録品の品質を継続的に維持しなければならない。

- 2 被認定者は、登録品の品質不具合が判明した場合、以下の対応を行わなければならない。
 - (1) 品質不具合判明後、遅滞なく、別途定める品質不具合報告書を組合に提出するとともに、当該登録品の Q-CAT 登録品としての出荷を停止する。
 - (2) 品質不具合改善後、前項に定める品質不具合報告書により品質改善完了及び出荷再開について組合へ通知する。
 - (3) 上記(2)において、被認定者が改善不能と判断した場合、遅滞なく登録廃止の手続きを行わなければならない。

(品質の確認)

第16条 組合は、被認定者に対し、登録品の品質及び品質管理状況について、別に定める Q-CAT 品質監査規程に基づき監査を行うこととする。

- 2 出荷された登録品の品質に関する指摘がユーザー等よりあった場合、監査委員会において対応する。

(瑕疵責任)

第17条 登録品に瑕疵があった場合は、当該登録品の被認定者の責任とする。

(秘密保持)

第18条 本規程に基づく各会議体に係わる委員及び組合職員は、本規程に基づく業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規程の改定)

第19条 Q-CAT の規程類の改定は、Q-CAT 委員会の議を経るものとする。

- 2 Q-CAT 参加者の利害に係わる事項の改定は、組合理事会に諮ることとする。なお、必要に応じ関係諸団体の意見を聴取するものとする。

(出荷実績報告)

第20条 被認定者は、当月分の登録品出荷数量を翌月末までに組合へ報告しなければならない。

ただし、役物タイルは除く。

- 2 組合は、被認定者からの登録品出荷数量の報告がない場合、マーク使用の停止、当該登録品の抹消、その他必要な措置をとることができる。

(手数料等)

第21条 組合は Q-CAT の運用に当り、別表の手数料等を徴収する。

なお、支払方法及び支払期限については、別途通達による。

- 2 組合は、被認定者から手数料、Q-CAT 利用料等が期限内に支払われない場合、マーク使用の停止、当該登録品の抹消、その他必要な措置をとることができる。

(別表)Q-CAT諸手数料一覧

種類		単価	適用	備考	
申請ID発行手数料		50,000円		ID発行時に1回限り	
タイル型式	審査料	2,000円	型式申請するタイル品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	100円	登録を更新するタイル	1年ごとに確認	
	変更手数料	500円	製造元を変更する場合	申請者がJIS A 5209認証がある場合に限る	
		500円	製品名及び品番を変更する場合		
	追加手数料	500円	製造元を追加する場合	申請者がJIS A 5209認証がある場合に限る	
500円		製品名及び品番を追加する場合			
接着剤型式	審査料	2,000円	型式申請する接着剤品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	100円	登録を更新する接着剤	1年ごとに確認	
有機系下地調整塗材個別	審査料	4,000円	個別申請する有機系下地調整塗材品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	100円	登録を更新する有機系下地調整塗材	1年ごとに確認	
タイル個別	審査料(*2)	通常申請	4,000円	個別申請するタイル	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)
		特別申請(*5)	6,000円	個別申請するタイル	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)
	更新手数料	100円	登録を更新するタイル	1年ごとに確認	
	変更手数料	500円	製造元を変更する場合	申請者がJIS A 5209認証がある場合に限る	
		500円	製品名及び品番を変更する場合		
	追加手数料	500円	製造元を追加する場合	申請者がJIS A 5209認証がある場合に限る	
500円		製品名及び品番を追加する場合			
WEB申請代行手数料		5,000円	事務局に代行を依頼する場合	1品番毎	
認定証明書発行手数料		1,000円	登録番号毎		
試験用タイル販売価格	C1/Y1型用	2,000円	1枚当り	送料別途	
	C2/Y2型用	1,500円	1枚当り	送料別途	
	C3/Y3型用	1,000円	1枚当り	送料別途	
Q-CAT利用料	タイル(*3)	5円	1㎡当り		
	接着剤(*4)	5円	2kg当り		
	有機系下地調整塗材	5円	2kg当り		

*1 初回ログインから1年間の書類不備に関しては請求しない。

*2 組合せ接着剤が複数の申請は、2番目の接着剤から1,000円とする(但し、同一日申請に限る)。

*3 6,000㎡/年超の出荷数量報告の場合。6,000㎡/年以下の場合は一律3万円/年とする。

*4 12,000kg/年超の出荷数量報告の場合。12,000kg/年以下の場合は一律3万円/年とする。

*5 特別申請とは、Q-CAT認定規格の別表3.4.7～10における基準区分でJISと表示された検査項目について、申請者の基準値で申請する場合。

注1. タイルの申請では、色番号毎には手数料を賦課しない。

注2. 接着剤の申請では、色番号毎に手数料を賦課する。

注3. 上記金額は消費税は含まない。

注4. Q-CAT利用料は、平成22年4月1日以降の認定品出荷分を徴収対象とする。

注5. 変更、追加の運用詳細については、Q-CATマニュアルを参照のこと。

[附則]

1. 本規程は、平成21年12月1日より施行する。

[改定履歴]

- 平成21年12月9日：別表の*2の赤字部、注4を追記
- 平成22年1月15日：第13条1項の表示義務を権利に改正
第14条 施工方法を告知義務に改正
第20条 役物を除くを追加
第21条 手数料の支払いを徴収に改正
第21条 別表の変更手数料、追加手数料を変更、マーク使用料をQ-CAT利用料に改正
- 平成22年7月1日：第15条2項 品質維持を追記
第16条2項 品質の確認を追記
第21条 別表のタイル個別の審査料に特別申請を追記
- 平成23年10月1日：第21条 別表のQ-CAT利用料を改定
- 平成27年11月1日：第21条 別表に有機系下地調整塗材の審査料、更新手数料、Q-CAT利用料を追加